事業事前評価表

国際協力機構人間開発部基礎教育第二チーム

1. 案件名(国名)

国 名:エジプト・アラブ共和国 (エジプト)

案件名:(和名)就学前の教育と保育の質向上プロジェクト フェーズ2

(英名) Project for Quality Improvement of Early Childhood Development Phase 2

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置づけ

エジプトでは、2011年のチュニジア革命に端を発する「アラブの春」が波及する形で30年以上に及んだ政権が交代し、その後数年にわたり民主化運動の高まりと軍事クーデタが交互する不安定な時期があったものの、2014年1月の新憲法制定、同年6月のエルシーシ大統領選出以降、安定を取り戻しつつある。

しかしながら、「アラブの春」以前から存在していた社会・経済の不安定要素、とくに地 方間の経済格差(国内の貧困率は 27%だが上部エジプト農村地帯では 60%を超える)

(Demographic and Health Survey, 2015) や高い若年層失業率(平均失業率 12%に対し、若年層失業率は 27.8%)(世銀 2018)といった課題は依然として残り、同国のさらなる安定と発展にはこれらの社会課題への対応が必要となっている。

エジプト政府は 2015 年に策定した「持続的開発戦略・エジプトビジョン 2030」において、同国の社会経済の安定・発展と競争力の強化に向けたロードマップを示し、なかでも教育を保健・医療とともに重点課題として位置付けており、就学前教育を含む基礎教育のアクセスと質の向上、学力向上に向けた教育システムの強化と地域間格差の解消を優先課題として挙げている。

エジプトの就学前教育には 0-4 歳を対象とする保育園(社会連帯省所掌)と、5-6 歳を対象とする幼稚園(教育省所掌)がある。幼稚園(KG1-2)は義務教育ではないものの正式な就学準備課程に位置付けられ、教育省がカリキュラムや教員養成制度などを整備している。一方、「日中働いている親に代わって子どもの面倒を見る場所」という性格付けがされてきた保育園は、保育指針や園の施設基準の設定、監督指導体制の確立等、保育の質を確保する制度の整備が遅れており、保育の質には大きなバラつきがある。

エジプトの保育園は、全体の約3割が私立、または工場や企業に付設されたものであり、残る7割(約12,000園)が財政基盤や組織体制が脆弱な地域の小規模非営利団体(NGO)によって運営されている。これらNGOが運営する保育園は政府(社会連帯省)の助成金を得て辛うじて保育活動を行っているが、保育の質は低い。資格要件がなく誰でも保育士になれること、特にNGOが運営する保育園の保育士は職業として認知されておらず、低訓練、低給与、高離職率であることが保育の質の低さの背景にあると考えられる。結果として、エジプトの0-4歳人口1,200万人のうち保育園に在園しているのは7%に過ぎず、中東・北アフリカ地域の平均27%に比べて低い水準となっている。

一方で、エジプトの人口は急増を続けており(年率 2.8%)、保育士の能力強化等を通じた保育のアクセスと質の向上が急務となっている。こうした中、2015 年の安倍首相とエルシ

ーシ大統領との会談において「社会の安定と繁栄には教育の充実は不可欠である」という共通認識のもと、「エジプト・日本教育パートナーシップ」(以下、「EJEP」という)を立上げ、就学前教育における「遊びを通じた学び」¹の推進を目標の一つに掲げている。

こうした背景を受け 2017 年 6 月より「就学前の教育と保育の質向上プロジェクト」(以下「フェーズ 1」という)が開始された。フェーズ 1 では、保育園 50 か所を実践モデルの対象として、「遊びを通じた学び」の導入と普及のための保育士研修や、子どもの成長や発達段階に合わせた保育活動のための「Activity Booklet」の開発、保護者を対象にした子どもの栄養状態や衛生に関するワークショップのほか、日本の保育政策や制度、保育園における保育実践等についてエジプトの保育行政担当者を対象に研修を行った。その結果、モデル園の保育士が、日頃の保育活動の中で「遊びを通じた学び」を実践していることが確認されたほか、フェーズ 1 の取り組みが子どもたちの社会性を育むのに有益であることが示唆された。また、実施機関である社会連帯省は、保育サービスの質向上のため 2020 年に the National Quality Standards for Nurseries (以下「国家保育品質基準」という)を最終化した。加えて、質を伴った保育サービスを継続的に、また全国的に提供するためには、フェーズ 1 の実績を基に、保育士の人材育成の仕組みを作ることが不可欠と認識している。

本事業は、先ごろ最終化された国家保育品質基準に即して、フェーズ1で開発された保育士研修や「遊びを通じた学び」を普及するためのツールを改良しつつ、「ナショナル・プログラム」²との連携を通じて、保育士の能力や行政によるモニタリング能力を強化し、また、これらを継続的に実施するための実施体制及び仕組みづくりを図り、もって保育のアクセスと質の改善を目指すものである。

(2)教育セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

本事業は、SDGs ゴール4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」及び第7回アフリカ開発会議(TICAD7)(2019年8月)にて示された横浜行動計画の目標である「質の高い教育の提供」に合致するものである。また本事業は、対エジプト国別開発協力方針(2020年9月)において重点分野としている「教育・人材育成と地域協力の促進」に合致し、2016年2月に両国首脳により発表されたEJEPに基づき実施するもので、我が国の援助方針に合致する。さらに課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ)「教育」において、「コミュニティ協働型教育改善」、「誰ひとり取り残さない教育改善」を設定し、総合的かつ横断的に子どもの学びの改善に取り組んでおり、JICAの援助方針にも合致する。

(3) 他の援助機関の対応

・ 世銀: 就学前教育、教員研修を含む教育セクターの包括的な改革を支援(借款、5億ド

¹ 保育とは「養護」と「教育」が一体をなし、人格形成の基盤に寄与するものであるが、その中で乳幼児の発達の特性を活かした個々の乳幼児の主体的な活動(ごっこあそびや絵本読み、製作等をはじめとする活動)を「遊びを通した学び」と総称し、社会性や知的な育成を図ることとする。

² National ECD Program (以下「ナショナル・プログラム」)は、エジプト全土での就学前の教育と保育 (Early Childhood Development 以下「ECD」)サービスのアクセスと質の改善を目的とした、政府のプログラムである。2017 年に本プログラムが開始されて以来、教育技術教育省や the National Council of Childhood and Motherhood 等関係機関と連携しながら社会連帯省が主導している。

ル) (2018-2023)。

・ UNICEF: 乳幼児の発達を総合的に支援するとして保健・衛生、栄養での支援を展開するほか、都市部ユースセンターにおいて幼児教育支援を計画中。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、①国家保育品質基準に基づいた保育士の人材育成システムの開発・試行、②保育園へのモニタリング・サポートシステムのモデル開発・試行、③ターゲットグループ(保護者、保育士、行政官など)を対象としたポジティブ・ペアレンティング(前向きな子育て)、「遊びを通じた学び」、インクルーシブ教育に関する啓発キャンペーンの開発・実施を行うことにより、対象地域における就学前の教育と保育(Early Childhood Development、以下「ECD」)サービスの質の向上を図り、もってエジプトの幼児期(0~4歳)の子どもたちが、エジプト全土で質の高い ECD サービスを受けることに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名3

Suez、Port Said、Ismailia、Kafr El Sheikh、 Qalioubeya、 Aswan、 Minia、 Giza、Alexandra の全 9 県

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:

- 1) 社会連帯省:社会福祉局、子ども家庭部、地域事務所、県/地区事務所行政官
- 2) 人材育成システム:マスター・トレーナー約27人(1県3名×対象9県)、保育 士約1,500人(1園3名×対象500園)
- 3) モニタリング・サポートシステム:対象保育園(9県500-700園、園児約30,000-42,000人、保護者約60,000-84,000人)
- 4) 啓発キャンペーン:保護者、保育士、行政官、地域住民 最終受益者:
- 5) 全国の 0-4歳児:約1,300万人、保護者2,040万人、保育士:約67,500人
- (4)総事業費(日本側)

約 2.8 億円

(5) 事業実施期間

2022年3月~2026年3月(48か月間)

(6)事業実施体制

社会連帯省社会福祉局、子ども家庭部、地域事務所、県/地区事務所

- (7)投入(インプット)
 - 1) 日本側
 - ① 専門家派遣:直営長期専門家(合計 96MM、プロジェクト全体総括、人材育成、 ECD 教材開発、保育園モニタリング)および短期専門家(4MM、ECD における

³ 本事業の対象地域の一部は「持続的開発戦略・エジプトビジョン 2030」の枠組みの中で、最貧困地域及び 農村地域の人々の生活の質を向上させることを目的として 2019 年に開始された Hayat Kareema イニシアティブの対象地域を考慮して選定している。

技術支援)

- ② 研修員受け入れ:保育行政・制度、保育内容・運営・設備監査等
- ③ 供与資材: 保育活動教具、事務機器等
- 2) エジプト国側
 - ① カウンターパートの配置:(6)に記載のプロジェクト担当者を配置
 - ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供:プロジェクト事務所、光熱費、中央・地方行政官の活動費
- (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担
 - 1) 我が国の援助活動
 - ・ 技術協力「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」(2017年3月~2021年10月)、「特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト」(2021年10月~2027年10月)は、幼稚園、小学校、中学校を対象に全人教育の導入支援を目的に、小・中学校における特別活動の他、学校運営手法等の支援を実施。幼稚園(教育省所管)での「遊びを通じた学び」の取組みを支援していることから、本案件との間で優良事例の共有や情報共有を密に行い、相乗効果を図る。
 - ・ 円借款「エジプト・日本学校支援プログラム」(2017年度 L/A 調印) は教育セクター 向け財政支援を通じて同国政府が進めるエジプト日本学校(以下「EJS」という) の 開校に向けた政策・制度構築を促すことにより、日本式教育や「遊びを通じた学び」を推進することで教育の改善及び若者の能力強化を図る。
 - ・ 円借款「人材育成事業(エジプト・日本教育パートナーシップ)」(2017 年度 L/A 調印)は、教育・保健セクターを対象に、日本において留学、研修等を実施することによりエジプトの人材育成を推進するもの。本事業で導入しているコンセプト等を踏まえ、EJS の教員等を対象に特別活動や日本の学校運営等の研修を日本で行い、教員等の能力強化を図る。
 - 2) 他の開発協力機関等の活動
 - ・ フェーズ 1 に引き続き、本事業でも研修教材・マニュアルや研修モジュールの作成に おいては、同セクターで支援をする UNICEF と連携を図る。
- (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
 - 1)環境社会配慮

カテゴリ分類:C

- ①カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。
- 2) 横断的事項:特になし。
- 3) ジェンダー分類:【ジェンダー案件】「GI(S) ジェンダー活動統合案件」

<分類理由>本事業は、保育士研修と評価を通して、女性が大半を占める保育士の専門性を向上させることにより、安定した給与と職業を女性に提供し、女性の賃金格差是正に寄与することが期待される。またエジプトでは、子育てや保育は女性の役割であるという社会通念が存在するが、すべての活動において、女性だけでなく男性の参加も促進する。

(10) その他特記事項:特になし。

4. 事業の枠組み

(1)上位目標: エジプトの幼児期(0~4歳)の子どもたちがエジプト全土で質の高い ECDサービスを受ける。

指標及び目標値:エジプト全土において、国家保育品質基準に沿った質の高い ECD サービスを提供する保育園の割合(目標値は事業開始後に設定する)

(2) プロジェクト目標: 保育士人材育成システムとモニタリングシステムの強化、制度 化及び普及を通じて、対象地域における ECD サービスの質が向上する。

指標及び目標値:対象保育園の中で人材育成が行われた保育園の数、評価された保育士の人数、「遊びを通じた学び」が保育の主流となった保育園の数、「遊びを通じた学び」の活動によって、認知、行動、運動能力が発達した子どもの数、学習障害があると判断された子どもの数とインクルーシブ教育により保育サービスを受けた子どもの数(目標値と測定可能な評価指標は、事業開始後に設定する)

(3)成果

成果1:国家保育品質基準に基づいて、保育士の人材育成システムが開発・試行される

成果2:保育園へのモニタリング・サポートシステムのモデルが開発・試行される

成果3:ターゲットグループ(保護者、保育士、行政官など)を対象とした、ポジティブ・ペアレンティング(前向きな子育て)、「遊びを通じた学び」、インクルーシブ教育に関する啓発キャンペーンが開発・実施される

(4)主な活動:保育人材育成に関する資格基準及び研修カリキュラム・モジュールの開発、マスター・トレーナーに対する研修と資格認定、保育士に対する研修と評価、人材育成システムの標準作業手順書(SOP)の開発と承認。保育園へのモニタリングの SOP の開発と承認、行政官に対する保育園モニタリング研修及びモニタリングの実施。保育の主要な概念の認知に関する調査、啓発キャンペーンの開発と実施。

|5.前提条件・外部条件|

- (1) 前提条件:国家保育品質基準が示す保育基準の達成に向けたエジプト政府の方針が変化しない。
 - (2) 外部条件:エジプトの社会・経済状況が劇的に悪化しない。

|6.過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フェーズ 1 の教訓では、本邦研修による教育政策立案や保育士研修のシステム開発への 貢献が期待されたが、研修内容と参加した社会連帯省行政官の専門分野や所掌業務に一部合 致しない点があったため、インパクトは限定的にとどまった。よって本事業実施時には、カウンターパート省庁の行政官だけでなく、政策立案に関わり、本事業の保育士研修講師とな

ることが期待される ECD 学部の大学関係者も研修参加者として検討を行う。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、 SDGs ゴール 4 にも貢献すると考えられることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
 - 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール

事業開始3か月以内 ベースライン調査

事業終了3年度 事後評価

以上